

## 益田市人権施策推進委員会規程

## (設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に定める基本理念にのっとり、人権を尊重し明るく住みよい社会の実現に向けた人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、益田市人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に関すること。
- (2) 益田市人権・同和問題基本計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (3) 計画及びこれに基づく施策の進捗管理に関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) 計画及びこれに基づく施策に関し必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長（前項の場合にあっては、副委員長）が招集し、その議長となる。

## (部会)

第4条 委員長は、第2条第4号の計画の見直しに当たり、委員会に部会を置き、計画の見直しの原案を作成させることができる。

- 2 部会は、委員長が指名する部会長及び部員をもって組織する。
- 3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

## (庶務)

第5条 委員会及び部会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

## (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成28年6月6日から施行する。

## 別表（第3条関係）

委員長	福祉環境部長
副委員長	教育部長
委員	健康子育て推進監、人事課長、子育て支援課長、健康増進課長、生活福祉課長、高齢者福祉課長、人権センター館長、美都総合支所住民福祉課長、匹見総合支所住民福祉課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長

# 益田市人権・同和問題基本計画の改定について

## 1. 計画改定の経緯

### < 国 >

平成12年「人権教育と人権啓発の推進に関する法律」制定

平成14年「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

### < 島根県 >

平成12年「島根県人権施策推進基本方針」策定

平成20年「島根県人権施策推進基本方針」第一次改定

### < 益田市 >

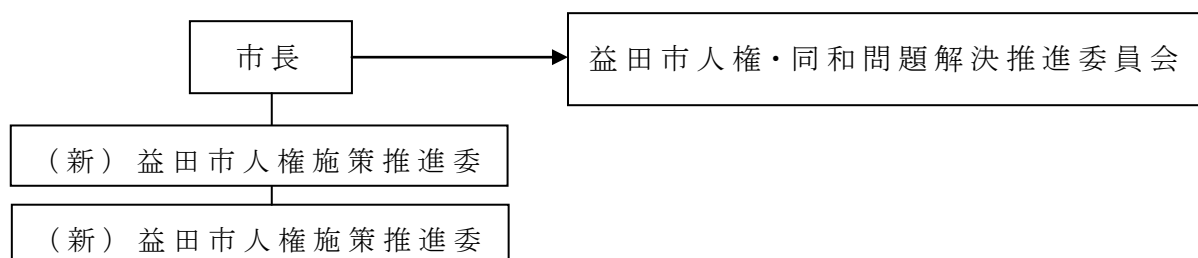
平成14年「益田市人権・同和問題基本計画」策定

平成20年 改定

平成24年 改定 (計画期間 H24～H28年度 5年間)

## 2. 計画改定の体制

- ① 人権施策推進委員会及び同委員会部会を設置し、施策内容を検討する。
- ② 益田市附属機関設置条例に基づき益田市人権・同和問題解決推進委員会で協議する。



## 3. 計画の期間 平成29年度～33年度 5年間

## 4. 改定スケジュール

実施月	内 容
5月	意識調査の実施
6～7月	調査結果のまとめ・分析
7月	部会の開催(第1回)
8月	当事者及び活動団体に対するヒアリング実施 推進委員会(第1回)の開催、部会(第2・3回)の開催 第1回人権・同和問題解決推進委員会 骨子案協議
< 予定 > 9～10月	部会(第4・5回)の開催 推進委員会(第2回)の開催
11月	第2回人権・同和問題解決推進委員会 計画案協議
12～1月	パブリックコメント実施
2月	第3回人権・同和問題解決推進委員会 最終案協議